作成日 1994年06月20日 改訂日 2019年09月13日

# 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名 Methyl alcohol, (Lu)

製品コード (整理番号) LU12

会社名 株式会社 同仁化学研究所

> 住所 熊本県上益城郡益城町田原2025-5

担当部門 品質保証部 電話番号: 096-286-1515 Fax番号: 096-286-1525

E-mail: info@dojindo.co.jp

## 2. 危険有害性の要約

【GHS分類】 該当

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

健康有害性

急性毒性(経口): 区分5

急性毒性(経皮): 分類できない 急性毒性(吸入): 分類できない 皮膚腐食性/刺激性: 分類できない

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分2A

呼吸器感作性: 分類できない 皮膚感作性: 分類できない 生殖細胞変異原性: 分類できない 発がん性: 分類できない 生殖毒性: 区分1B

標的臟器/全身毒性(単回暴露): 区分1(臓器)

区分3 (呼吸器)

標的臟器/全身毒性(反復暴露): 区分1

吸引性呼吸器有害性: 分類できない

環境有害性

水生環境急性有害性: 分類できない 水生環境慢性有害性: 分類できない

#### 【GHSラベル要素】

シンボル: 炎, 感嘆符, 健康有害性

注意喚起用語: 危険 危険有害性情報:

> 引火性の高い液体および蒸気、飲み込むと有害のおそれ、強い眼刺激、生殖能力または胎児 への悪影響のおそれ、臓器(中枢神経系、視覚器、全身毒性)の障害、長期または反復暴露 による臓器(中枢神経系、視覚器)の障害

#### 注意書き:

- 【予防策】・使用前に取扱説明書等を入手すること。
  - ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
  - ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
  - ・容器を密閉しておくこと。
  - ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
  - ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
  - ・火災を発生しない工具を使用すること。
  - ・ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
  - ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
  - この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
  - ・取扱い後はよく手を洗うこと。
  - ・保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること。

- 【対応】・吸入した場合:被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させるこ
  - ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
  - ・皮膚(または髪)にかかった場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除 くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
  - ・暴露または暴露の懸念がある場合:医師の診断/手当を受けること。
  - ・気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

【保管】 ・容器を密閉して、涼しい所/換気の良い場所で保管すること。

施錠して保管すること。

【廃棄】・内容物/容器は国/都道府県/市町村の関係法令、規則に従って適正に廃棄すること。

## 【GHSで扱われない他の危険有害性情報】

最重要危険有害性

有害性: 吸入したり、皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影

響を及ぼす。蒸気は麻酔性がある。

環境影響: 情報なし 物理的及び化学的危険性: 引火性がある。 特定の危険有害性: 情報なし

分類の名称(分類基準は日本方式): 引火性液体、劇物

## 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別: 単一製品

化学名または一般名: メチルアルコール

別名: Methanol 成分及び含有量: 99.0%以上 化学特性(化学式):  $CH_3OH$ CAS No: 67-56-1

官報公示整理番号(化審法・安衛法): (2)-201(化審法)、公表(安衛法)

危険有害成分: メチルアルコール

# 4. 応急措置

吸入した場合:

- ・被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。

#### 皮膚に付着した場合:

- ・多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- ・皮膚(または髪)にかかった場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

## 目に入った場合:

- ・水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は 外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。

## 飲み込んだ場合:

- ・口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。

#### 応急措置をする者の保護:

・救助者が有害物質に触れないよう手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

#### 5. 火災時の措置

消火剤: 水噴霧、耐アルコール泡、粉末、二酸化炭素

火災時の特定危険有害性: 当該製品は急性毒性物質なので蒸気を吸入しないようにする。

#### 消火方法:

・消火作業は可能な限り風上から行なう。

- ・移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- ・火元の燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。
- ・消火による放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置をする。
- ・初期消火には水、粉末消火剤を用いる。
- ・大規模火災の場合は、噴霧、泡で一挙に消火する。
- ・容器周辺が火災の時は、容器を安全な場所に移動する。
- ・容器が移動できないときは、容器に水を注水して冷却する。

消火を行う者の保護(保護具等): 呼吸用保護具を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項:

- ・作業の際は必ず保護具を着用して、製品が身体に付着しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を待避させる。
- ・付近の着火源になるものを速やかに取り除く。
- ・漏出した場所の周囲にロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。

#### 環境に対する注意事項:

・流出した製品が河川等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。

# 除去方法(回収、中和、廃棄など):

・漏出源を遮断し、漏れを止める。大量の場合は、盛土等で囲って流出を防止し、安全な場所 に導いて回収する。

# 二次災害の防止策:

・付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。

# 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

## 技術的対策:

- 作業者は暴露防止のため取扱いは換気の良い場所で行なう。
- 作業場近くに緊急時に洗眼及び身体洗浄を行なうための設備を設置する。
- ・発散した製品を吸い込まないように、風上から作業する。
- ・作業の都度、容器を密閉する。
- ・取扱い場所に関係者以外の立入を禁止する。
- ・電気機器類は防爆構造のものを用いる。
- ・機器、設備には静電気対策を行なう。

## 注意事項:

- ・取扱いは換気の良い場所で行なう。
- ・屋外での取扱いはできるだけ風上から作業する。

#### 安全取扱い注意事項:

- ・容器は転倒させる、衝撃を加える、又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。
- ・酸化性物質との接触を避ける。

#### 保管

#### 適切な保管条件:

- ・密封容器に入れ冷暗所に保管する。
- ・開栓した容器で再び保管する時は、密栓をよく確かめる。
- 長期間の保管を避ける。
- ・可燃物を近くに置かない。
- ・耐火設備に貯蔵する。
- ・通風をよくし、蒸気が滞留しないようにする。

#### 避けるべき保管条件:

- ・混触禁止物質(無水クロム酸、塩素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸)と分離して保管する。 安全な容器包装材料:
  - ・堅牢で不活性な材質の容器を用いる。
  - ・耐火性の容器を使用する。

#### 8. 暴露防止及び保護措置

取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明確に表 設備対策:

示する。

管理濃度: 200ppm

許容濃度

日本産業衛生学会(2009年度版): 200 ppm(260 mg/m³)(皮膚)

ACGIH (2006年度版): TWA 200 ppm, STEL 250ppm (皮膚)

保護具

呼吸器用の保護具: 防毒マスク (有機ガス用)、送気マスク

手の保護具: 保護手袋

目の保護具: 保護眼鏡、ゴーグル等 皮膚及び身体の保護具:保護服(長袖作業衣)

ゴム等を侵すので点検時注意する。 適切な衛生対策:

また、マスク等の吸着剤の交換は定期的又は使用の都度行なう。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観(色/形状): 無色 液体

臭い: 特徴的な臭気 データなし p H: 融点:  $-98^{\circ}$ C 沸点: 65°C 引火点: 12°C 爆発範囲:  $6\sim 36.5\%$ 

蒸気圧: 12.3 kPa (20℃) 蒸気密度: 1.1 (相対蒸気密度)

比重: 0.79 (20°C)

水、アルコール類、エーテルに溶ける。 溶解性:

オクタノール/水分配係数: log Pow -0.82/-0.66 自然発火温度: 385℃

分解温度: データなし その他のデータ: 分子量=32.04

# 10. 安定性及び反応性

安定性: 適切な保管条件下では安定である。 反応性: 着火源により燃焼する可能性がある。

引火性が高い。酸化剤と激しく反応して、火災や爆発の危険性がある。

避けるべき材料: 強酸化剤

危険有害な分解生成物(一酸化炭素、二酸化炭素、水以外): 情報なし

## 11. 有害性情報

急性毒性(経口): ラット  $LD_{50}$  5, 628 mg/kg急性毒性(経皮): ウサギ LD<sub>50</sub> 15,800mg/kg ラット LC<sub>50</sub> 6,4000ppm (4時間) 急性毒性(吸入):

> 蒸気の吸入、又は飲み下すことによって中枢神経系に影響を与え、 頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、意識喪失、死亡することもある。

視神経が侵され失明することもある。

皮膚腐食性/刺激性: 4時間以内の暴露による試験データが得られなかったため分類で

きない。液体に繰り返し触れると炎症を起こす。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:眼、皮膚、気道を刺激する。中枢神経系に影響を与え、意識を喪

失することがある。失明することがあり、場合によっては死に至 る。これらの影響は遅れて現われることがある。医学的な経過観

察が必要である。

ヒトで角膜の障害、強度の結膜浮腫が一過性に認められている。

呼吸器感作性: 呼吸器:データなし。

皮膚感作性: 皮膚感作性の有無を判断するにはデータ不足のため、分類できな

11

生殖細胞変異原性: マウス赤血球を用いる小核試験で陰性。

DNA合成阻害試験 ヒト(生体外) 陽性

発がん性: ラットおよびマウスを用いた吸入暴露による試験では、発がん性

は認められていない。

生殖毒性: 妊娠ラットおよびマウスを用いた経口および吸入暴露試験で胎児

奇形または胎児死亡の増加が認められたとの記述があるが、信頼

性のあるヒト暴露例のデータがない。

標的臓器/全身毒性(単回暴露): ヒトで急性経口または吸入暴露により中枢神経系の抑制および視

覚器障害がみられる。ラット、マウス、アカゲザル等で麻酔作用

が認められる。

標的臟器/全身毒性(反復暴露): ヒトの長期暴露例で中枢神経系の抑制および視覚器障害がみられ

る。

反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を起こすことがある。 中枢神経系に影響を与え、持続性あるいは反復性の頭痛、視

力障害を生じることがある。

吸引性呼吸器有害性: データなし

### 12. 環境影響情報

生態毒性: 水生環境有害性(急性):甲殻類(ブラインシュリンプ)の24時間LC50=900.73mg/L

残留性/分解性:分解性が良好[分解度:92%(BOD)]

生物蓄積性: 情報なし。

土壌中の移動性:物理化学的性質からみて大気、水系、土壌環境に移動しうる。

## 13. 廃棄上の注意

化学物質 (残余廃棄物):

- ・焼却する場合、十分な可燃性溶剤、重油等の燃料とともにアフターバーナー、スクラバー等を具備 した焼却炉でできるだけ高温で少量ずつ焼却し、排ガスは中和処理する。
- ・凝集沈殿、活性汚泥などの十分な廃水処理設備がある場合、水溶液は廃水処理により清浄にしてから排出する。
- ・処理施設がない等の理由で処理できない場合は、都道府県の許可を得た廃棄物処理業者に委託処理する。

汚染容器・包装:

・十分に洗浄して廃棄する。

## 14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類: クラス3.2 (引火性液体)、副6.1

国連番号: UN1230 指針番号: 131 容器等級: II

国内規制: 消防法危険物 輸送の特定の安全対策及び条件:

- ・輸送前に容器の破損、腐蝕、漏れのないことを確かめる。転倒、落下、損傷のないように積み 込み、荷崩れ防止を確実に行なう。
- 該当法規に従い、包装、表示、輸送を行なう。

## 15. 適用法令

化学物質管理促進法: 非該当

労働安全衛生法: 施行令別表第1危険物(引火性の物)

施行令別表第6の2 有機溶剤(第2種有機溶剤) 施行令第18条名称を表示すべき危険物及び有害物 施行令第18条の2名称等を通知すべき危険物及び有害物

毒物及び劇物取締法: 第2条別表第2劇物

危険物第4類アルコール類(400L) 消防法:

化審法: 非該当

船舶安全法: 危規則第2条危険物等級3引火性液体類

航空法: 施行規則 第194条危険物告示別表第3引火性液体

海洋汚染防止法: 施行令 別表第1有害液体物質 大気汚染防止法: 施行令 第10条特定物質

#### 16. その他の情報(引用文献等)

1) 国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版データベース(国立医薬品食品衛生研究所)

- 2) 安全衛生情報センター(中央労働災害防止協会)
- 3) 緊急時応急措置指針(2006年度版)(日本化学工業協会)
- 4) 15710の化学商品(2010年版)(化学工業日報)
- 5) 日本産業衛生学会誌51巻(2009年度版)
- 6) 2006 TLVs and BEIs (ACGIH)
- 7) 化学物質情報管理センターデータベース 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) nite(独)製品評価技術基盤機構
- 8) 神奈川県化学物質安全情報提供システム(kis-net)
- 9) Chemical toxicity Data(SIRI MSDS Index)
- ・全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。
- ・また新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。
- ・重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく考慮されるか、試験によって確かめられることをお薦めし ます。
- ・なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。
- ・また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお 願いします。